

山梨県公報

第千四百九十一号

平成十六年

七月八日

木曜日

目次

告示

- 使用料の収納事務の委託(二件)……………四六三
- 道路の供用開始……………四六三
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………四六三
- 字の区域変更(四件)……………四六四
- 換地計画の決定……………四六五

公告

- 平成十六年度行政書士試験の実施……………四六五
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………四六八
- 公共測量の終了……………四七〇
- 開発行為に関する工事の完了について……………四七〇
- 換地処分の届出(二件)……………四七〇

教育委員会

- 山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………四七〇
- 山梨県奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………四七一

告示

山梨県告示第三百九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十六年七月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 委託の相手方

甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会

二 委託に係る使用料

山梨県公報 第千四百九十一号 平成十六年七月八日

山梨県立愛宕山少年自然の家の使用料

委託の期間
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

山梨県告示第三百十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十六年七月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 委託の相手方

甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会

二 委託に係る使用料

山梨県立愛宕山こどもの国のキャンプ場の使用料

三 委託の期間

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

山梨県告示第三百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年七月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	上野原丹波山線	北都留郡上野原町大字西原字柳平六六二九番の三地先から北都留郡上野原町大字西原字柳平六六四九番の九地先まで	七三・〇	平成十六年七月十五日

山梨県告示第三百十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて

縦覧に供する。

平成十六年七月八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
東八代郡石和町四日市場字大口町二〇三一番三七
- 二 道路の幅員
最大九・九五メートル 最小六・〇〇メートル
- 三 道路の延長
五四・三一メートル

山梨県告示第三百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、高根町長職務代理者から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年七月八日

山梨県知事 山本 栄彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
下黒沢字湯沢二九七の一、二九七三の一、二九七四の一、二九七六から二九七八まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに二九八一の地先の道路である国有地の全部	下黒沢字打越
下黒沢字泥里三八五の六、三八五六の二及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	下黒沢字湯沢

山梨県告示第三百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、高根町長職務代理者から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年七月八日

山梨県知事 山本 栄彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
下黒沢字大日向一七六二の三、一七六五の三、一七六五の四	上黒沢字中久保
下黒沢字前田二〇八三の二、二〇八三の三の一部、二〇八三の四、二〇九六から二〇九八までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	下黒沢字前田
上黒沢字中久保一三四〇の二、一三四一の二	

山梨県告示第三百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、高根町長職務代理者から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年七月八日

山梨県知事 山本 栄彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
浅川字前田二四七の一、二五〇四の二、二六〇四の二、二六〇四の五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに二四七の一、二五〇四、二五〇七、二五〇八に隣接する道路である国有地の全部	浅川字中反

山梨県告示第三百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、高根

町長職務代理者から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年七月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
五町田字竹ノ内一四一八の四	五町田字土蜂地

山梨県告示第三百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、農村振興総合整備事業（山中湖地区第2・3工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十六年七月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 縦覧書類
換地計画書の写し
- 縦覧期間
平成十六年七月九日から平成十六年八月九日まで
- 縦覧場所
山中湖村役場
- 異議申立期間
平成十六年八月十日から平成十六年八月二十四日まで

公 告

● 平成十六年度行政書士試験の実施
財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。
平成十六年七月八日

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から委

任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。
平成十六年七月八日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 池ノ内 祐司

- 1 試験期日 平成16年10月24日(日) 午後1時から午後3時30分まで
- 2 試験場所 甲府市酒折二丁目4番5号 山梨学院大学
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 40題)	行政書士法(行政書士法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成16年4月1日現在施行されている法令に関し出題します。
一般教養(出題数 20題)	

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。

4 受験手続

- (1) 受付期間 平成16年8月4日(水)から8月31日(火)まで
- (2) 受付場所 (財)行政書士試験研究センター
- (3) 提出書類 受験願書一式(配布場所については(5)をご覧ください。
受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。8月31日の消印があるものまで受け付けます。
- (4) 受験手数料 7,000円
受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。
- (5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所
 - ア 郵送配布
 - 配布期間 平成16年8月2日(月)から8月25日(水)まで
郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズ of 用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。(8月25日必着のこと)
 - 名 称 (財)行政書士試験研究センター
 - 住 所 〒100-8879 東京中央郵便局留
 - イ 窓口配布
 - 配布期間 平成16年8月2日(月)から8月31日(火)まで

○ 配布場所

- ・ 山梨県行政書士会
甲府市丸の内1-9-11 山梨県民会館3階
(土、日を除く午前9時から午後5時まで)
- ・ 山梨県総務部私学文書課
甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
- ・ 峡中地域振興局企画振興部地域振興課
甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館5階
- ・ 峡東地域振興局企画振興部総務課
塩山市上塩後1239-1 東山梨合同庁舎
- ・ 峡南地域振興局企画振興部総務課
南巨摩郡鯉沢町771-2 南巨摩合同庁舎
- ・ 峡北地域振興局企画振興部総務課
韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎
- ・ 富士北麓・東部地域振興局企画振興部総務課
都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎
- ・ 富士北麓・東部地域振興局企画振興部北都留総務課
大月市大月町花咲1608-3 北都留合同庁舎
(土、日を除く午前8時30分から午後5時まで)
- ・ 山梨県県民相談センター
甲府市丸の内1-8-5 県民情報プラザ2階
(土、日を含む午前8時30分から午後5時まで)

(6) 連絡先 (問い合わせ先)

(財) 行政書士試験研究センター 電話番号 03(5251)5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置を講ずることがありますので、受験申込みに先立って連絡先へ早めにご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成17年1月13日(木) 午前9時

(2) 方 法 (財) 行政書士試験研究センターの掲示板上に合格者の受験番号を公示(掲示)します。また、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年十一月八日まで縦覧に供する。
 平成十六年七月八日

一 届出者の氏名又は名称及び住所
 山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
葎崎ショッピングセンター協同組合 代表理事 山田穰百	葎崎市若宮一丁目二番五十号
峡北商業開発株式会社 代表取締役 清水勝仁	葎崎市若宮一丁目二番五十号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (-) 名称 葎崎ショッピングセンター
 (二) 所在地 葎崎市若宮一丁目千三百八十三番二十二
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 井坂榮	東京都千代田区二番町八番地八
	小林巖	葎崎市本町三丁目四番三十五号
	葎崎ショッピングセンター協同組合 代表理事 山田穰百	葎崎市若宮一丁目二番五十号
	有限会社春木屋 代表取締役 小澤健一	葎崎市富士見町三丁目十四番一十六号
	山田穰百	葎崎市本町一丁目一番十一号
	有限会社ヤマダ 代表取締役	葎崎市本町一丁目五番三十号

- 3 変更の年月日
 平成十六年五月二十七日
- 三 届出年月日
 平成十六年六月二十三日

山田陽	有限会社林屋商店 代表取締役 小林智幸	葎崎市本町一丁目四番十五号
	株式会社広島 代表取締役 相馬孝裕	葎崎市中央町八番二十号
	有限会社松茂呉服店 代表取締役 清水勝仁	葎崎市本町一丁目九番五号
	新海弘人	葎崎市中島町一丁目七番二十九号
	曾雌日出夫	葎崎市本町一丁目九番十号
	株式会社フジヤ 代表取締役 小林修	葎崎市本町二丁目十一番四号
	株式会社靴靴吉川 代表取締役 吉川進	葎崎市中央町八番二十号
	有限会社小野 代表取締役 小野富義	葎崎市若宮一丁目四番一号
	有限会社清水書店 代表取締役 清水栄一	葎崎市若宮一丁目四番七号
	株式会社加藤 代表取締役 加藤進	葎崎市中央町三番十四号
	株式会社ギャラリー 藤 代表取締役 春藤博子	葎崎市若宮一丁目二番五十号
	株式会社三共 代表取締役 伊藤芳雄	東京都文京区水道一丁目八番一 号

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年十一月八日まで縦覧に供する。
 平成十六年七月八日

一 届出者の氏名又は名称及び住所
 山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
富士急行株式会社 代表取締役 堀内光一郎	富士吉田市上吉田二丁目五番一号

二 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (-) 名称 富士吉田富士急ターミナルビル
 (二) 所在地 富士吉田市松山三百三十一番
 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 井坂榮 株式会社富士急百貨店 代表取締役 荒英俊	東京都千代田区二番町八番地八 静岡県沼津市大手町三丁目一番一号
有限会社ブルーランジェルス 代表取締役 新津正樹	有限会社ブルーランジェルス 代表取締役 新津正樹	都留市上谷三丁目四番十一号
渡邊剛	渡邊剛	南都留郡富士河口湖町小立二千六百二十六番地の四
有限会社ウエスト 代表取締役 西田陽介	有限会社ウエスト 代表取締役 西田陽介	静岡県御殿場市萩原六百四十五番地
渡辺禮	渡辺禮	南都留郡富士河口湖町小立七千

株式会社タツミヤ 代表取締役 曲淵恵美子	二百五番地
株式会社アライ 代表取締役 新井旭	甲府市住吉三丁目十八番十一号
有限会社レディーズランド 代表取締役 齋藤勲	富士吉田市下吉田二百五十三番地
有限会社ケイ 代表取締役 渡辺直平	富士吉田市松山三百三十一番地
金丸ヒデ子	南都留郡山中湖村山中二百四十八番地の一
相馬博	南都留郡富士河口湖町船津四千九百十四番地の一
株式会社ブルグラス 代表取締役 野口禎一郎	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
有限会社アマノ 代表取締役 天野透	富士吉田市下吉田八百二十四番地
株式会社呑婢茜里 代表取締役 大澤良夫	静岡県静岡市音羽町十九番十五号
株式会社ウイングロード 代表取締役 七久保壽男	東京都中央区築地三丁目五番四号
株式会社タカキュー 代表取締役 臼井一秀	東京都板橋区板橋三丁目九番七号
株式会社さが美 代表取締役 石田敏彦	神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目二番十一号
株式会社三城 代表取締役 加納誠治	東京都中央区日本橋室町二丁目四番二号
株式会社マルサン書店 代表	静岡県沼津市大手町五丁目三番

取締役 古澤隆	十三号
有限会社タクト 代表取締役 小佐野琢	富士吉田市上吉田二丁目五番一号
株式会社宮下 代表取締役 宮下勅令	富士吉田市上吉田二丁目一番十号
株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸博司	東京都板橋区板橋三丁目九番七号

3 変更の年月日

平成十六年五月二十七日

三 届出年月日

平成十六年六月二十四日

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成十六年六月七日付けで日本道路公団東京建設局上野原工務事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

平成十六年七月八日

一 作業種類 公共測量（測地成果二〇〇〇導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアルによる改算）

山梨県知事 山 本 栄 彦

二 作業開始日 平成十六年五月六日

三 作業終了日 平成十六年六月四日

四 作業地域 南巨摩郡南部町、身延町、中富町及び増穂町、西八代郡下部町、六郷町及び市川大門町並びに南アルプス市

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年七月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字六田一六〇一の一並びに字姥川一八八〇の二五及び一八八

○の二八の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条千八百八十番地の二十 内藤健

● 換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、高根町長職務代理人から換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年七月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 地区名

高根町浅川地区

二 換地処分をした年月日

平成十六年五月三十一日

三 換地処分をした土地の権利者数

三十七人

● 換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、高根町長職務代理人から換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年七月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 地区名

高根町土蜂地区

二 換地処分をした年月日

平成十六年五月三十一日

三 換地処分をした土地の権利者数

二十八人

教育委員会

山梨県教育委員会規則第九号

山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年七月八日

山梨県教育委員会

委員長 金 丸 康 信

改正する規則
山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を

改正する規則
山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則（昭和五十年山梨県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「二百八十二万円」を「二百七十九万円」に、「百九十五パーセント」を「百九十二パーセント」に改め、同項第二号中「百九十五パーセント」を「百九十二パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

山梨県教育委員会規則第十号

山梨県奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年七月八日

山梨県教育委員会

委員長 金 丸 康 信

改正する規則
山梨県奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県奨学金貸付条例施行規則（昭和四十二年山梨県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表中「七保第二中学校」を「七保中学校（旧七保第二中学校の通学区域内に限る。）」に、「増富中学校」を「須玉中学校（旧増富中学校の通学区域内に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番